

科学技術を中心とした経済の活性化方策について 5 つの戦略

日本経済の活性化のためには、「科学技術の振興」と「規制緩和」が「車の両輪」。

1 . 産学官連携の推進

今日、我が国は「フロントランナー時代」に突入。

大学の頭脳を産業の発展のために活用する時代が到来。

「産学官連携」の推進は、日本経済の構造改革を図る上での最も重要な牽引力。

全国で「産学官連携サミット」を連続的に開催。(大学の学長、総長、企業のトップ等、併せて約 5,000 人が参加。)

「産学官連携予算」を大幅拡充。

(13 年度補正予算及び 14 年度予算の合計は、13 年度当初予算比 1.6 倍に。)

2 . 地域における技術開発の活性化

地域振興施策の重点は、インフラ整備による追いつけ追い越せから、地域の科学技術の発展 新しい企業を興す
地域経済の活性化という流れにシフト。

「地域科学技術予算」を大幅拡充。
(13年度補正予算及び14年度予算の合計は、
13年度当初予算比2.9倍に。)

これらの予算を活用し、地域の産学官連携が大きく進展。
例えば、13年度補正予算で措置された「地域コンソーシアム事業」(110億円)、「地域・新産業創造補助事業」(67億円)では、倍率約7倍の厳しい競争の中、約400件の事業を採択。これらの事業には、延べ400を上回る大学が参加。

大学発ベンチャー企業も急速に増大

平成12年8月末；128社 平成13年8月末；251社
(筑波大学調べ)

(参考)北米における大学発ベンチャー数

2001年9月末現在 2,309社(2000年度の設定数 454社)
(AUTM調べ)

3. 基礎研究の推進

経済の持続的発展のためには、中長期的な視点に立った基礎研究の着実な推進が必要。特に、今後の技術革新の幹となる融合領域における萌芽的、先端的な研究等に力を入れることが必要。

4 . 次代の産業基盤を構築する プロジェクトベースの研究開発の推進

15 年度予算において、次代の日本の産業基盤を構築する、
実用化を視野に入れた研究開発プロジェクト(1 件あたり 5
年間で 50 ~ 300 億円程度) を、戦略的に同時並行的に立ち上
げることが必要。これにより、ライフサイエンス、ナノテク
ノロジー、IT 等の我が国独自の基礎研究の成果を、産業化
につなげる道筋をはっきりつけることが重要。

(既に推進しているプロジェクト)

- 大画面高精細平面ディスプレイ(13 年度補正予算 153 億円)
- 次世代半導体設計・製造技術(13 年度補正予算 315 億円)
- 糖鎖解析研究(13 年度補正予算 26 億円) 等

(今後のプロジェクト例)

- ソフトウェア開発プログラム (オープンソース)
- 希少糖の生産・応用研究

5 . 研究開発関連税制の改革

(1) 研究開発促進税制の拡充

試験研究費の一定割合の税額控除制度を創設(アメリカでは、過去の平均年間収入額に占める試験研究費の割合に応じ税額控除する制度あり)。

の深堀りとして、産学官のマッチングを促進させるため、産学官共同研究に係る税額控除制度を創設。

設備投資減税の拡充（ライフサイエンス、IT、環境、ナノテクノロジー等）

（２）ベンチャー企業や新規創業を支援する税制

一定の適格対象企業に対する投資の一定額を税額控除する制度を創設。

新規創業後生じた欠損金の繰越期間の延長（５年 １０年）、留保金課税の撤廃（急成長ベンチャー企業に有効）

「間接金融」から「直接金融」への移行を促す税制の整備。

（３）私立大学の寄附に係る免税制度をアメリカ並みにする（学校法人に対する寄附金優遇措置の拡充；現物給付に係るみなし譲渡所得税制の撤廃）

日米の主要私立大学を比較すると、2000年度の支出は、米国のハーバード大学が2,470億円（1ドル=130円で換算）慶応大学が2,090億円とほぼ同程度であるのに対し、基本財産はハーバード大学が約2.4兆円、慶応大学が269億円と、100倍近い較差がある。

このため、日本の私立大学の財政基盤を強化し、私立大学が日本の研究開発の第一線で活躍できる環境整備を行うことが必要。

（注）

「税制改革」に加え、「大学改革」、「知的財産国家戦略の構築」も重要な課題。

(参 考)

活力ある「日本の将来」を実現するための税制改革 (研究開発関連以外のもの)

1. 基本的考え方

- (1) 国民、企業に広がる閉塞感を打破し、経済再生に向けた明確なビジョンを示すため、税込中立でなく、経済活性化を基本理念とした包括的な税制改革を打ち出し、早急に実現していくべき。
- (2) 換言すれば、短期的な税込中立でなく、中長期の経済効果・税込効果を見込んで、産業競争力を強化し、経済を活性化し、経済成長、雇用創出、そして税込増につなげていくという「拡大均衡の発想」に立って税制改革を進めるべき。
- (3) また、国民の将来への不透明感を払拭するためには、プライマリーバランス回復の目途をたて、国民にその設計図を示すことが必要。

2. 具体的提案

(1) 企業の税負担を国際水準にするための税制改革

法人所得課税の実効税率については、日本は、欧米を上回る水準。(日本;40.87%、アメリカ;40.75%、イギリス;30.0%、ドイツ;38.47%、フランス;35.33%)

また、アメリカにおいては、連邦税、州税において様々な優遇措置があるため、実質的な税負担はさらに軽減されていると言われている。

日本の企業の税負担を欧米並みにし、産業競争力の強化を図るべき。

転嫁できない新しい外形標準課税の導入は差し控えるべき（既に、法人住民税の均等割、固定資産税は外形標準に基づいて課税）

一般的な法人税率の引き下げ

（２）プライマリーバランスを回復するための税制

我が国の国民負担率はアメリカを除いて、国際的にみても低い状況。

（日本；36.9%（2001年度）、アメリカ；35.8%（1997年）、イギリス；48.3%（1996年）、ドイツ；55.9%（1997年）、フランス；65.3%（1997年））

また、アメリカは、民間医療保険によって社会保障の一部がまかなわれているため、実質的な国民負担率は、日本はアメリカよりも下回るのが実態。

こうした中で、プライマリーバランスを回復するためには、20兆円程度の財源が必要と考えられるので、少なく

とも、消費税の5%程度の引き上げを検討すべきである。これに経済活性化の効果による法人税収等の増収を見込めば、プライマリーバランスは達成可能ではないか。

なお、消費税の引き上げを検討する場合には、消費税に関する事業者免税点制度に関し、現行の3,000万円を1,000万円まで引き下げること検討すべきである。

高齢者の生産活動への参画を阻害する要因を除くため、60歳以上70歳未満の高齢者が一定以上の勤労収入がある場合に年金が減額されるという「在職老齢年金制度」を廃止する。一方、公的年金等控除を廃止し、高齢者であることを理由とする優遇制度は止め、勤労所得を含む全体収入に対して、年齢を問わず同一の課税にすべき。(財源1兆円)

各種所得控除を整理して、トータルの課税最低限を引き下げるべき。

納税者番号制度の導入